

議案第 109 号

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例(平成 23 年伊賀市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「推進を図り、住民相互」を「推進を図るとともに、上野市駅前広場の機能向上により住民相互」に改める。

第 2 条中「伊賀市上野丸之内 500 番地」を「伊賀市上野丸之内 500 番地、503 番地」に改める。

第 3 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

(5) 地下駐車場

第 3 条第 1 項に次の 3 号を加える。

(6) 駅前広場第 1 駐車場

(7) 駅前広場第 2 駐車場

(8) 多目的広場

第 5 条第 1 項中「駐車場」を「第 3 条第 1 項第 5 号から第 7 号までの施設（以下「駐車場」という。）」に改め、同条第 2 項ただし書中「、午後 11 時」を「、地下駐車場においては、午後 11 時」に改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(多目的広場における行為の禁止)

第7条の2 多目的広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、次条第1項又は第2項の許可を受けたものが当該許可に係る範囲内において行為をする場合については、この限りでない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為をすること。
- (2) 多目的広場の施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
- (5) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、多目的広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

第8条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 多目的広場を次に掲げる行為を目的として使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合においても、同様とする。

- (1) 発表会、集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (2) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (3) 広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (6) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める行為をすること。

第10条第1項中「第8条第1項の規定」を「第8条第1項又は第2項の規定」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 駐車料金は、駐車場を利用する者（以下「駐車場利用者」という。）が駐車場から自動車を出場させるとき、その駐車場利用者から徴収する。

第10条第4項中「利用者以外の者」を「駐車場利用者以外の者」に改める。

第11条第1項中「駐車場を利用する者」を「駐車場利用者」に改める。

第19条に次のただし書を加える。

ただし、駅前広場第1駐車場及び駅前広場第2駐車場においては、長さ5メートル以下、幅1.9メートル以下、高さ2.5メートル以下のものとする。

第19条の次に次の6条を加える。

(駐車の時間)

第19条の2 駐車場の1回の利用(定期駐車を除く。)は、駐車券を受け取った時間から24時間を限度とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(自動車の引取りの請求)

第19条の3 市長は、駐車場利用者があらかじめ市長への届出を行うことなく、前条に規定する期間を超えて自動車を駐車している場合又は定期駐車することができる期間が終了した時間から24時間を超えて自動車を駐車している場合は、当該駐車場利用者に通知し、又は駐車場において掲示することにより、市長が指定する日までに当該自動車を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、駐車場利用者が自動車の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき、又は駐車場利用者を確認することができないときは、市長は、自動車の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に通知し、又は駐車場において掲示することにより、市長が指定する日までに当該自動車を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、駐車場利用者は、当該自動車の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、市長に対して自動車の引渡しの要求その他の異議又は請求の申立てをすることができないものとする。

3 市長は、前2項の請求を書面により行う場合は、市長が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 市長は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、自動車に生じた損害について、賠償の責めを負わない。

(自動車の調査)

第19条の4 市長は、前条第1項の場合において、駐車場利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、自動車(車内を含む。)を調査することができる。

(自動車の移動)

第19条の5 市長は、第19条の3第1項の場合において、管理上支障があると認めるときは、駐車場利用者若しくは所有者等に通知し、又は駐車場において掲示することにより、自動車を他の場所に移動させることができる。

(自動車の処分)

第 19 条の 6 市長は、駐車場利用者及び所有者等が自動車を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は駐車場利用者及び所有者等を確知することができない場合であつて、駐車場利用者及び所有者等に通知し、又は駐車場において掲示することにより、期限を定めて自動車の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から起算して 3 月を経過した後、駐車場利用者及び所有者等に通知し、又は駐車場において掲示することによりあらかじめ予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて、当該自動車の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、自動車の時価が売却に要する費用（催告後の自動車の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、駐車場利用者及び所有者等に通知し、又は駐車場において掲示することによりあらかじめ予告した上で、引取りの期限を経過した後、直ちに公正な第三者を立ち会わせて、当該自動車の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 市長は、前項の規定により自動車を処分した場合は、遅滞なくその旨を駐車場利用者及び所有者等に通知し、又は駐車場において掲示しなければならない。

(費用の徴収)

第 19 条の 7 市長は、第 19 条の 3 から前条までの規定により自動車を保管、移動又は処分したときは、それらに要した費用を当該自動車に係る駐車場利用者又は所有者等から徴収することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第 1 項の規定により自動車を処分した場合で、処分によって生じる収入があるときは、当該収入の額を自動車の保管、移動及び処分のために要した費用から控除するものとする。この場合において、不足があるときは駐車場利用者又は所有者等に対してその支払を請求し、残額があるときはこれを駐車場利用者又は所有者等に返還するものとする。

別表第 1 に次のように加える。

多目的広場	1,500	2,000	2,000
-------	-------	-------	-------

別表第 1 備考第 2 項中「使用者」を「多目的広場を使用する場合を除き、使用者」に改め、同表備考第 3 項中「100 分の 200」の次に「(多目的広場使用の場合は 100 分の 900)」を加え、同表備考に次のように加える。

5 多目的広場の付属コンセントを利用する場合の電気使用料の額は、規則で定める。

6 多目的広場を駐車場として使用する場合の駐車料金は、次表から別表第4までの駐車料金に準じる。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第10条関係）

駐車場	区分	使用区分	単位	金額（円）
地下駐車場	一般駐車料金	昼間時間	最初の30分以内	無料
		午前7時 ～午後11時	30分を超える部分につき 30分までごとに	100
		夜間時間	1回	500
	定期駐車料金		1か月	10,000
駅前広場 第1・第2 駐車場	一般駐車料金	全日	最初の60分以内	無料
		午前0時 ～午後12時	60分を超える部分につき 30分までごとに	100

別表第3（第10条関係）

駐車場	区分	使用区分	単位	金額（円）
地下駐車場	別納駐車料金	昼間時間	最初の30分以内	無料
			30分を超える部分につき 30分までごとに	70
		午前7時 ～午後11時	30分を超える部分につき 1時間までごとに	120
			最初の60分以内	無料
駅前広場 第1・第2 駐車場	別納駐車料金	全日	60分を超える部分につき 30分までごとに	70
			午前0時 ～午後12時	60分を超える部分につき 1時間までごとに

別表第4（第11条関係）

駐車場	区分	使用区分	単位	金額（円）
-----	----	------	----	-------

地下駐車場	前売駐車券A	昼間時間 午前7時 ～午後11時	利用30分までごとに	70
	前売駐車券B		利用1時間までごとに	120
	定期駐車券		1か月	10,000
駅前広場 第1・第2 駐車場	前売駐車券A	全日 午前0時 ～午後12時	利用30分までごとに	70
	前売駐車券B		利用1時間までごとに	120

備考

前売駐車券の購入は、1回につき50枚以上とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。